

～事業者のみなさまへ～

令和2年分 給与支払報告書提出のお願い



昨年度給与支払報告書を提出いただいた事業所を中心に、「給与支払報告書及び普通徴収申請書」を昨年12月に発送いたしました。

給与支払報告書は住民税等の課税の根拠となる重要な書類となりますので、うきは市在住（令和3年1月1日時点）の方の給与支払報告書（総括表）及び個人別明細書を正しく記入のうえ**令和3年1月29日（金）**までに必ず提出いただきますようお願いいたします。

- 退職等で特別徴収できない人の分は総括表と併せて「普通徴収申請書」を提出してください。
- 「普通徴収申請書」の提出がない場合は、特別徴収になりますのでご注意ください。（一部除く）
- うきは市においては給与支払報告書の提出は、一人につき1枚のみでも結構です。



※イメージ

～給与支払報告書等の電子申告による提出について～

うきは市では、給与支払報告書や異動届出書の提出など、特別徴収等に係る手続きにつきまして、自宅やオフィス、税理士事務所等のパソコンから、インターネットを通じて簡単に行うことができる電子申告（eLTAX：エルタックス）サービスを行っています。複数の市区町村に申告する場合、作成した申告書をそれぞれの窓口へ提出する必要がありますが、eLTAXによる電子申告では、複数の市区町村への申告書を一度に送信できます。

ご利用の手続きにつきましては、eLTAXホームページ（<http://www.eltax.lta.go.jp/>）をご参照ください。（注）個人の方の市（県）民税の申告には対応していません。

●提出先・問合せ 税務課 住民税係 ☎75-4977

福岡県と県内全市町村からの重要なお知らせです！

平成29年度から福岡県内全市町村は、個人住民税の特別徴収を徹底するため、次の取組を一斉に実施しています。

- ① 特別徴収未実施の事業主を特別徴収義務者として指定させていただきます。
- ② 既に特別徴収を実施している事業所でも、普通徴収としている従業員がいる場合、特別徴収していただきます。

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/tokutyou-hiroba.html>

社会保険料控除証明書の送付のお知らせ

納付証明書は確定申告・市県民税申告の際に社会保険料控除（1名のみ控除適用可）として申告することができます。

◆国民健康保険税納付証明書

令和2年に納付された国民健康保険税の納付証明書を納税義務者宛てに、1月中旬に郵送します。

●問合せ 税務課 住民税係 ☎75-4977

◆後期高齢者医療保険料の納付証明書

令和2年中の後期高齢者医療保険料の納付証明書を1月下旬に郵送します。

◆郵送する人

保険料を納付書または、口座振替で納付した人（普通徴収）※年金天引きのみの人は、**令和2年分公的年金等の源泉徴収票**に記載されていますので、郵送しません。

●問合せ 市民生活課 国保・年金係 ☎75-4973